

保育園・認定こども園の入園申込にかかる

マイナンバーの記載及び身元確認書類添付のお願いについて

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、平成 28 年 1 月から支給認定（保育の必要性の認定等）に係る手続きの際に、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となりました。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力をお願いします。

マイナンバーを記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であること確認（身元確認）を行います。そのため、手続きの際は下記の書類をお持ちください。

なお、手続きに来られる方によって、必要な書類が異なりますのでご確認をお願いします。

1 申請者本人が申請書等を提出する場合

→①、②が必要

保育園入園申込書の保護者氏名（申請者・納付義務者）欄に氏名が記載された方が書類を提出する場合

2 代理人が申請書等を提出する場合

→①～③が必要

1 以外の場合

（申請者の配偶者や親族が書類を提出する場合）

①申請者本人の番号確認書類

いずれか 1 点 原本に限る

- ・マイナンバーの通知カード
- ・マイナンバー記載の住民票の写し
- ・マイナンバー記載の住民票記載事項証明書

+

②申請者本人の身元確認書類

（A 書類 1 点、または B 書類 2 点）

<A 書類> 1 点必要 原本に限る

- ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書 等

<B 書類> 2 点必要 原本に限る

- ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
- ・社員証など氏名と生年月日と住所が記載されているもの

①委任状（代理権の確認）

+

②申請者本人の番号確認書類

いずれか 1 点 写し可

- ・申請者のマイナンバーカードまたはその写し
- ・申請者の通知カードまたはその写し
- ・申請者のマイナンバーが記載された住民票の写し
- ・申請者のマイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

+

③代理人の身元確認書類

（A 書類 1 点、または B 書類 2 点）

<A 書類> 1 点必要 原本に限る

- ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
- ・在留カード ・特別永住者証明書 等

<B 書類> 2 点必要 原本に限る

- ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳
- ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
- ・社員証など氏名と生年月日と住所が記載されているもの

※ マイナンバーカードをお持ちの方は、
マイナンバーカードの提示のみで①と②を確認します。